

特別用途食品における許可表示の範囲

特別用途食品は、日常的に食べられている食品の栄養組成を加減し、若しくは特殊な加工を施すことによって、特別な用途に適する旨の表示を許可するものであって、身体への生理学的機能や生物学的活動に影響を与える機能成分を添加し、機能成分の作用の表示を行うことは認められない。

許可を受ける表示の範囲について

(病者用食品の例)

許可を受けるべき特別の用途に適する旨の表示とは、「病者用」、「病人食」等の、単に病者に適する旨を表示する場合や、例えば「糖尿病者用」、「腎臓病食」、「高血圧患者に適する」のような、特定の疾病に適する旨の表示をいう。(なお、特定の疾病に適する旨を表示する場合とは、具体的な疾病名を表示した場合のみに限られるものでなく、その表現がある特定の疾病名を表示したものと同程度の効果を消費者に与えると考えられる場合を含む。)

また、虚偽又は誇大な表示や、医薬品類似の効能効果に関する表示は禁止されている。

許可表示

(○許容される表示例)

「糖尿の人の食事として適する。」
「カロリー制限が必要な人に適する。」
「エネルギー制限が必要な人に適する。」

「肥満症に適する」、「糖尿病者用」
等と同義に解し、特別な用途の表示と
見なす。

「ナトリウム摂取制限を必要とする人に適する。」
「塩分を制限している人に。」
「浮腫のある人に適する。」

「高血圧患者に適する」、
「腎臓病食」等と同義に解し、
特別な用途の表示と見なす。

禁止表示(全群共通)

(×許可されない表示例)

「ほど良い便性が期待できます。」
「活性酸素から身体を守る～を適正に配合」
「免疫力強化への配慮をしています。」
「血糖値を上げない性質があります。」
「必要不可欠な栄養素である～を豊富に含む」

積極的な機能の表示等、医薬品類似の
効能効果に関する表示、及び科学的根
拠に基づかない虚偽又は誇大な表示
と見なされ、表示してはならない。